

自然由来汚染による地下水質常時監視の継続監視終了について

令和3年9月22日の第2回水質部会にて御承認いただいた自然由来要件及び終了要件を満たす継続監視調査地点については、継続監視を終了することとし、地下水質の水質測定計画から削除することとする。

調査終了判断フロー図(2022(令和4)年度の水質測定計画から参考資料ページに追加予定)に沿って終了を検討したところ、下表のとおり6地点が要件を満たしていた。

よって、当6地点については、今年度をもって継続監視を終了し、2022(令和4)年度地下水質の水質測定計画から削除する。

各地点の詳細については、「調査終了判断チェックシート」を参照。

地点情報	継続監視地区番号		T-62	T-64	T-78	T-148	T-156	T-181	
	所在地		和泉市 小田町	池田市 伏尾町	島本町 山崎	能勢町 下田	大東市 寺川	摂津市 別府	
	確認対象項目		砒素	砒素	砒素	ふっ素	ふっ素	鉛、砒素	
チェック事項	対象項目のみを測定		○	○	○	○	○	○	
	人的由来の可能性の確認	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	-	-	-	-	-	-
			過去	-	-	-	-	-	-
		周辺の使用履歴	確認対象範囲(単位:m以内)	250	250	250	250	250	鉛80 砒素250
			水質汚濁防止関係法令対象事業場の届出情報	○※	-	○※	○※	○※	○※
			大阪府化学物質管理制度の届出情報(直近)	-	-	-	○※	-	○※
			指定区域(大阪府土壌汚染対策制度、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	-	-	-	-	-	-
		廃棄物の不適正処理	○※	-	-	○※	○※	○※	
	いずれかの井戸に該当する	現在使用していない(未使用井戸)		-	-	-	○	○	-
		経口摂取される可能性がない用途	概況調査対象メッシュ外	-	○	-	○	-	-
検出濃度が上昇傾向にない(直近5年)			○	-	○	○	○	○	
研究論文等、根拠資料を整理済み			○	○	○	○	○	○	

○: 該当あり、-: 該当なし

※届出情報等はあったが、対象物質の使用等は確認されなかった。

調査終了判断チェックシート

地点番号： T-62

地点所在地：和泉市小田町

チェック事項		チェック欄	備考		
1	測定項目が以下に該当する項目のみである ・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム	○	砒素		
2	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	—		
		過去 (航空写真、住宅地図、過去の地歴調査)	—	地歴調査なし	
	周辺 [※] の使用履歴 <small>※周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。</small>	確認対象範囲（単位：m以内）		—	250
		水質汚濁防止関係法令対象事業場の届出情報	水質汚濁防止法	○	6件該当あり：有害物質の使用は確認されず ・現存2件、廃止4件
	瀬戸内海環境保全特別措置法		○	1件該当あり：有害物質の使用は確認されず ・現存	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例		—		
	物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値 (m)	PRTR制度 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例) 指定区域 (土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 廃棄物の不適正処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律)		
六価クロム	概ね500	—			
砒素、ふっ素及びほう素	概ね250	—			
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね80	○	1件該当あり：対象物質と関連のある問題は確認されず		
3	いずれかの井戸に該当する	現在使用していない井戸（未使用井戸）である	—	工業用水	
	現在使用中で、使用用途が経口摂取される可能性のある用途（田畑への散水等）ではない井戸である	概況調査対象メッシュ外の井戸である 測定を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸である	— ○		
4	研究論文等、根拠資料を整理済み	○			

調査終了判断チェックシート

地点番号：T-64

地点所在地：池田市伏尾町

チェック事項		チェック欄	備考	
1	測定項目が以下に該当する項目のみである ・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム	○	砒素	
2	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	-	
		過去 (航空写真、住宅地図、過去の地歴調査)	- 地歴調査なし	
	周辺 [※] の使用履歴 <small>※周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。</small>	確認対象範囲（単位：m以内）	-	250
		水質汚濁防止関係法令対象事業場の届出情報	水質汚濁防止法	-
	瀬戸内海環境保全特別措置法		-	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例		-	
	物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値 (m)	PRTR制度 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例) 指定区域 (土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 廃棄物の不適正処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律)	-
六価クロム	概ね500	-		
砒素、ふっ素及びほう素	概ね250	-		
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね80	-		
3	いずれかの井戸に該当する	現在使用していない井戸（未使用井戸）である	- 生活用水	
	現在使用中で、使用用途が経口摂取される可能性のある用途（田畑への散水等）ではない井戸である	概況調査対象メッシュ外の井戸である 測定を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸である	○ -	
4	研究論文等、根拠資料を整理済み	○		

調査終了判断チェックシート

地点番号：T-78

地点所在地：島本町山崎

チェック事項		チェック欄	備考	
1	測定項目が以下に該当する項目のみである ・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム	○	砒素	
2	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	-	
		過去 (航空写真、住宅地図、過去の地歴調査)	-	地歴調査なし
	周辺 [※] の使用履歴 <small>※周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。</small>	確認対象範囲（単位：m以内）	-	250
		水質汚濁防止関係法令対象事業場の届出情報	水質汚濁防止法	-
	瀬戸内海環境保全特別措置法		○	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例		-	
	物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値（m）		
六価クロム	概ね500	PRTR制度 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例) 指定区域 (土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	-	
砒素、ふっ素及びほう素	概ね250	廃棄物の不適正処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律)	-	
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね80		-	
3	いずれかの井戸に該当する	現在使用していない井戸（未使用井戸）である	-	工業用水
		現在使用中で、使用用途が経口摂取される可能性のある用途（田畑への散水等）ではない井戸である	○	概況調査対象メッシュ外の井戸である 測定を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸である
4	研究論文等、根拠資料を整理済み	○		

調査終了判断チェックシート

地点番号：T-148

地点所在地：能勢町下田

チェック事項		チェック欄	備考		
1	測定項目が以下に該当する項目のみである ・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム	○	ふっ素		
2	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	—		
		過去 (航空写真、住宅地図、過去の地歴調査)	— 地歴調査なし		
	周辺 [※] の使用履歴 <small>※周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。</small>	確認対象範囲（単位：m以内）	—	250	
		水質汚濁防止法関係法令対象事業場の届出情報	水質汚濁防止法	○	1件該当あり：有害物質の使用は確認されず ・現存
	瀬戸内海環境保全特別措置法		—		
	大阪府生活環境の保全等に関する条例		—		
	物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値 (m)	PRTR制度 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例) 指定区域 (土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 廃棄物の不適正処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律)	○	1件該当あり：対象物質の使用なし
六価クロム	概ね500				
砒素、ふっ素及びほう素	概ね250				
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね80			○	4件該当あり：対象物質と関連のある問題は確認されず
3	いずれかの井戸に該当する	現在使用していない井戸（未使用井戸）である	○		
	現在使用中で、使用用途が経口摂取される可能性のある用途（田畑への散水等）ではない井戸である	概況調査対象メッシュ外の井戸である	○		
		測定を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸である	○		
4	研究論文等、根拠資料を整理済み	○			

調査終了判断チェックシート

地点番号：T-156

地点所在地：大東市寺川

チェック事項		チェック欄	備考		
1	測定項目が以下に該当する項目のみである ・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム	○	ふっ素		
2	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	-		
		過去 (航空写真、住宅地図、過去の地歴調査)	-	地歴調査なし	
	周辺 [※] の使用履歴 <small>※周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。</small>	確認対象範囲（単位：m以内）		-	250
		水質汚濁防止関係法令対象事業場の届出情報	水質汚濁防止法	○	3件該当あり：有害物質の使用は確認されず ・現存2件、廃止1件
	瀬戸内海環境保全特別措置法		-		
	大阪府生活環境の保全等に関する条例		-		
	物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値（m）	PRTR制度 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例) 指定区域 (土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 廃棄物の不適正処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律)		
六価クロム	概ね500	-			
砒素、ふっ素及びほう素	概ね250	-			
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね80	○	4件該当あり：対象物質と関連のある問題は確認されず		
3	いずれかの井戸に該当する	現在使用していない井戸（未使用井戸）である	○		
	現在使用中で、使用用途が経口摂取される可能性のある用途（田畑への散水等）ではない井戸である	概況調査対象メッシュ外の井戸である	-		
		測定を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸である	○		
4	研究論文等、根拠資料を整理済み	○			

調査終了判断チェックシート

地点番号：T-181

地点所在地：摂津市別府

チェック事項		チェック欄	備考		
1	測定項目が以下に該当する項目のみである ・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム	○	鉛、砒素		
2	調査地点における測定項目の使用履歴	現在	-		
		過去 (航空写真、住宅地図、過去の地歴調査)	-	地歴調査なし	
	周辺 [※] の使用履歴 <small>※周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下のとおりとする。</small>	確認対象範囲（単位：m以内）		-	鉛80 砒素250
		水質汚濁防止関係法令対象事業場の届出情報	水質汚濁防止法	○	2件該当あり：有害物質の使用は確認されず ・現存
	瀬戸内海環境保全特別措置法		-		
	大阪府生活環境の保全等に関する条例		-		
	物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値（m）	PRTR制度 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例) 指定区域 (土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 廃棄物の不適正処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律)	○	1件該当あり：対象物質に関連する物質の届出なし
六価クロム	概ね500				
砒素、ふっ素及びほう素	概ね250				
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね80				
3	いずれかの井戸に該当する	現在使用していない井戸（未使用井戸）である	-	生活用水	
		概況調査対象メッシュ外の井戸である 測定を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸である	- ○		
4	研究論文等、根拠資料を整理済み	○			